

入 札 説 明 書

液体アンモニア浸漬試験委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約権者

福島県ハイテクプラザ所長 伊藤 日出男
（担当課等 〒963-0297 福島県郡山市待池台1丁目12番地
福島県ハイテクプラザ企画連携部管理課
電話024-954-4968）

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札参加手続き等

- (1) 入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知すること。
- (2) 設計図書等に対する質問について
設計図書等に対する質問は、一般競争入札に関する質問書（様式5）により直接持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で提出すること。
なお、回答については、入札公告に記載されている回答予定日にホームページにおいて行うものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請
入札に参加を希望する者は、入札公告に示す入札参加資格確認申請日までに下記(4)の書類を入札公告に示す場所に提出し、入札者に必要な資格の確認を受けること。
このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出、又は聴取等を求めることがある。
- (4) 入札参加資格確認申請時に提出する書類
ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
イ 会社概要（任意様式）
ウ 履歴事項全部証明書又はその写し
エ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式7）
オ 返信用封筒（110円切手を貼付したもの）
- (5) その他
ア 提出書類の差替え又は再提出は認めない。
イ 提出書類の作成、提出に要する費用は、申請者の負担とする。
ウ 提出書類は、返却及び公表を行わず、他の用途には使用しない。
- (6) 一般競争入札参加資格審査の結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により、申請者に対し通知する。
- (7) 審査結果は公表しないものとする

5 入札に関する書類等

- (1) 設計図書等の閲覧及び配布
入札公告に記載のとおり。
なお、様式については福島県ハイテクプラザホームページからダウンロードして入手することができる。

(2) 質問回答の確認について

福島県ハイテクプラザのホームページにて、「質問の有無」及び「質問・回答書の内容」を確認してから、入札書等の提出を行うこと。

6 入札書の提出方法

- (1) 入札書（様式3）は、必要とする事項を記載し、公告に示す日時及び場所へ持参すること。
- (2) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の写し
 - イ 委任状（様式4）（代理人が出席し、入札する場合に限る。）
- (3) この入札における契約は、落札者が入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（円未満切捨て）とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書へは入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載すること。）

7 入札保証金

財務規則第249条第1項第3号の規定に基づき入札保証金は免除とする。

8 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、公告で示す指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は公告に示す期日までに上記4の(4)で指定する書類の確認を受けること。

なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。入札者又はその代理人が立ち合わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち合わない場合、再度入札については棄権したものとする。

なお、再度入札の回数は、原則として1回とする。
- (5) 初回入札が無効（ただし、下記12の(4)～(6)に該当する場合を除く）となった者は、再度入札に参加できないものとする。

9 入札参加者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、福島県ハイテクプラザ所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、入札の前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

10 入札心得

- (1) 入札者は、入札公告、入札説明書、仕様書等を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、疑義がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式5）により、福島県ハイテクプラザ管理課に令和7年1月17日（金）午後5時00分までに説明を求めることができる。

福島県ハイテクプラザ所長は、令和7年1月21日（火）までに福島県ハイテクプラザホームページに回答書（様式6）を掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

11 入札の取り止め等

入札者が連合(談合)し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券の納付又は提供しない者のした入札
- (4) あて先、商号又は名称、押印のいずれかが無い入札(押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札も含む)
- (5) 金額を訂正した入札
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札
- (7) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (8) 明らかに連合(談合)によると認められる入札
- (9) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

13 落札者の決定方法

- (1) 福島県財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2者以上あるときは、直ちに当入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

14 契約保証金

財務規則第229条第1項第16号の規定に基づき契約保証金は免除とする。

15 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書(案)に記名押印し、落札の決定から14日以内に契約の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234号第5項の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、(1)に定める期間内に契約書等を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (4) 落札者の決定後、契約が確定するまでの間において、当該落札者が公告に掲げる入札に参加する者に必要な資格に関する事項のいずれかの要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。

16 契約条項

契約書(案)及び財務規則による。

17 異議の申し立て

入札参加者は、入札後、この入札説明書、契約条項及び仕様書等について、不明又は錯誤を理由とした異議を申し立てることはできない。

18 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書(様式2)を受理した後、入札の完了までに入札を辞退す

- る場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までに入札者が公告に示す入札参加資格を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。
- ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

別記

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 契約権者は、前項の規定により入札保証金の全部又は一部の納付の免除をする場合においては、入札に参加しようとする者ごとにこれを告げ、かつ、その旨を明らかにした書類を作成しておかなければならない。

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 略
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第2項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5)から(15)まで及び(17)(18)略

2 略